

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年3月30日京都市条例第61号）（環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課）

持込ごみ及び業者収集ごみの搬入手数料の適正化を図る必要があるため、次のとおり京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正することとしました。

- 1 既に廃止している事業に関する手数料の規定の削除
- 2 持込ごみの搬入手数料の改定

改正前	改正後
【100kg 以下】 1,000 円	【100kg 以下】 1,500 円
【100kg 超～600kg】 1,000 円+1,500 円/100kg	【100kg 超～】 1,500 円+200 円/10kg
【600kg 超～】 8,500 円+2,000 円/100kg	

- 3 業者収集ごみの搬入手数料の改定

改正前	改正後
1,000 円/100kg	業者収集マンションのプラスチック使用製品 75 円/10kg
	業者収集マンションのプラスチック使用製品 以外の一般廃棄物 150 円/10kg

この条例は、上記1については令和5年4月1日から、上記2については令和5年10月1日から、上記3については令和7年4月1日から施行することとしました。

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第61号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 その他の一般廃棄物の項中

「

占有者等が収集、運搬及び処分を委託する場合	100リットルまでごと	800	を削る。
-----------------------	-------------	-----	------

」

第2条 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 その他の一般廃棄物の項中

「

占有者等又は一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する施設に搬入し、処分を委託する場合（一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する方法により搬入し、処分を委託する場合を除く。）	1回の搬入量が100キログラム以下のとき。	1,000	を
	1回の搬入量が100キログラムを超え600キログラム以下のとき。	1,000円に100キログラムを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,500円を加えた額	

	1回の搬入量が600キログラムを超えるとき。	8,500円に600キログラムを超える部分が100キログラムに達するまでごとに2,000円を加えた額
--	------------------------	--

」

「

占有者等又は一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する施設に搬入し、処分を委託する場合（一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する方法により搬入し、処分を委託する場合を除く。）	1回の搬入量が100キログラム以下のとき。	1,500
	1回の搬入量が100キログラムを超えるとき。	1,500円に100キログラムを超える部分が10キログラムに達するまでごとに200円を加えた額

に改める。

」

第3条 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 その他の一般廃棄物の項を次のように改める。

一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する施設に市長の指定する方	市長が指定するプラスチック使用製品	10キログラムまでごと	75
--------------------------------	-------------------	-------------	----

その他の一般廃棄物	法により搬入し、処分を委託する場合	市長が指定するプラスチック使用製品以外の一般廃棄物	10キログラムまでごと	150
	占有者等又は一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する施設に搬入し、処分を委託する場合	1回の搬入量が100キログラム以下のとき。	1,500	
	(一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する方法により搬入し、処分を委託する場合を除く。)	1回の搬入量が100キログラムを超えるとき。	1,500円に100キログラムを超える部分が10キログラムに達するまでごとに200円を加えた額	

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 令和5年4月1日
- (2) 第2条の規定 令和5年10月1日
- (3) 第3条の規定 令和7年4月1日

(環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課)